



# 内閣府説明資料

令和7年10月8日

内閣府男女共同参画局

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

## 1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

時限立法 ※1  
(～R18 (2036) .3.31)

## 2. 概要

(一般事業主（民間企業等）に関する部分は厚生労働省が、特定事業主（国・地方公共団体）に関する部分は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が所管）

### ○ 一般事業主（民間企業等）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

(1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、

(2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

[事業主行動計画の必須記載事項]

・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

(3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

・常用労働者301人以上の一般事業主及び全ての特定事業主は、※2

①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち

「男女の賃金（給与）の差異」の項目

②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上

③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から1項目以上を公表

・常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、※2

「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の全ての項目から1項目以上を公表

(1)～(3)の対象は、

- ①常用労働者101人以上の一般事業主 及び  
(常用労働者100人以下の一般事業主は努力義務)
- ②全ての特定事業主

職業生活に関する機会の提供の実績

情報公表項目	
・採用者に占める女性の割合 ・管理職等に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績 ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・男女の賃金の差異	等
・男女の平均継続勤務年数の差異 ・残業時間の状況 ・男女別の育児休業取得率 ・有給休暇取得率	等

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績

### ○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）

### ○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）



※1 令和7年の女性活躍推進法改正により、有効期限が令和8年3月31日までから、令和18年3月31日まで、10年間延長された。

※2 令和8年4月1日より、常用労働者301人以上の一般事業主及び特定事業主は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」を含む計4項目、常用労働者101人以上の一般事業主は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」を含む計3項目の公表が義務化される。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正について

女性活躍推進法の改正を含む「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第63号）が令和7年6月4日に成立し、同年6月11日に公布。

## 改正の趣旨

- ・ 我が国における男女間賃金差異は長期的に縮小傾向にあるが、国際的に見れば依然として差異が大きい状況にある。
- ・ 男女間賃金差異の大きな要因の1つとされる管理職に占める女性の割合についても、長期的には上昇傾向にあるが、依然として低い水準に留まっている。

⇒ 女性活躍推進法の期限を10年間延長した上で、以下の見直しを行い、女性活躍の更なる推進を図る。

## 改正の内容

### ① 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化

男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主（民間企業等）及び特定事業主（国・地方公共団体）に義務付ける。

【一般事業主の見直し前後の比較】

企業等規模	見直し前	見直し後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

### ② 女性活躍推進法の有効期限の延長

女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。

### ③ 女性の健康課題

女性の職業生活における活躍の推進は、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。

### ④ 女性活躍推進に関する基本方針へのハラスメント対策の位置付け

政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。

### ⑤ プラチナえるぼし認定の要件の見直し

女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。

### ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化

特定事業主（国・地方公共団体）の行動計画に係る手続の効率化を図り、取組の実効性を確保する。



# 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更について（案）

## 基本方針の位置付け

  : 主な変更箇所

女性活躍推進法第5条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向、事業主が実施すべき取組に関する基本的な事項、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する事項を示すもの。

## 第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

### 女性の職業生活における活躍の必要性

- ・女性の就業率は着実に上昇、女性の第一子出産前後の継続就業率も直近で約7割と上昇傾向にある。
- ・一方、女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳のピーク後に減少する「L字カーブ」を描いている。依然として、男女間賃金差異は大きく、女性管理職比率は低い水準。

⇒女性の職業生活における更なる活躍が必要。

法施行後の進捗を踏まえて変更

### 女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

- ・多様で柔軟な働き方の実現、仕事と育児・介護等が両立できる環境の整備等により、ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会。
- ・企業、国・地方公共団体等における女性の登用が更に進むことで、多様性が尊重されるとともに、我が国経済社会にイノベーションがもたらされ、持続的な発展が確保される。
- ・女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備、健康の維持・増進等により、多様な幸せ(well-being)が実現した社会。

法施行後の進捗を踏まえて変更

### 事業主の取組に必要な視点

#### ①トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。

管理職の意識改革、働き方改革に取り組み、男女ともに働きやすい職場を実現する。

#### ②女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。

女性の活躍は、持続的な企業競争力や企業価値の向上、政策の質と行政サービスの向上に資するという認識を持ち、主体的・積極的に取り組む。

#### ③働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。

働き方改革を更に進めつつ、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図るとともに、働きやすい職場を実現する。

#### ④男性の家庭生活への参画を促進する。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進等に取り組むとともに、男性による両立支援制度の活用を推進する。

#### ⑤育児・介護等をしながら当たり前キャリア形成できる仕組みを構築する。

一人一人の個性・能力を把握した上での人材育成や配置等、教育訓練を受講しやすい環境整備に取り組む。

#### ⑥女性の働き方に影響を与える健康上の特性に配慮する。

女性の健康上の特性について職場での理解を深めるなどの取組を推進する。

新設

### 行政の役割

事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備を図る。

## 第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

### 事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

#### 【各段階の課題に応じた取組】

経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、幅広い経験や専門性を高められるような配置・教育訓練を受講できる環境整備・長期的なキャリア形成、ロールモデルとなる人材の育成、社内・地域の女性のネットワークの構築、非正規雇用から正規雇用への転換、役員への登用も視野に入れた取組 等

#### 【職業生活と家庭生活の両立に関する取組】

男女とも残業をしない働き方、誰もが休みやすい職場の体制づくり、AIの活用やDX推進による効率的な業務運営、両立支援制度を安心して利用でき、復職しやすい雰囲気づくり、育児・介護目的に限らず柔軟な働き方ができる職場環境づくり、男女双方の意識改革・理解の促進 等

#### 【ハラスメントへの対策】

ハラスメントは女性の就業継続等に特に深刻な影響を与え、その活躍を阻害する要因となっていることから、ハラスメントのない職場を実現

#### 【女性の健康上の特性に係る取組】

職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組や、女性が相談しやすい体制づくり、休暇制度の充実 等（性別にかかわらず労働者等全体を対象に取り組む）

#### 【公的部門による率先垂範等】

国及び地方公共団体は、公的部門として一般事業主を率先垂範する観点が必要。特に、国家公務員は「隗より始めよ」の観点から、積極的に取組を推進

新設

## 第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

### 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与  
女性の活躍推進に積極的に取り組む企業の認定や公共調達等の活用

#### ●希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

非正規雇用における雇用環境等の整備、管理職登用促進、再就職支援、起業・創業支援、女性の健康支援等

新設

### 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- 共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進  
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進等

#### ●職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

子育て支援環境の整備、長時間労働の是正・年次有給休暇の取得促進、多様で柔軟な働き方の推進等

### 就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりを推進するため、事業主に対して、ハラスメント対策の重要性についての周知徹底、助言・指導等、事業主によるハラスメント対策の取組への支援等

施策の1つとして新たに位置付け

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- 国における推進体制  
事業主行動計画策定の推進、フォローアップ、情報の収集・整理・提供、啓発活動
- 地方公共団体における推進体制  
推進計画の策定、相談体制の整備、協議会の活用等（関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として男女共同参画センターの活用が考えられる）

## 第4部 基本方針の見直し

改正法施行後5年を目途に見直しについて検討する。ただし、5年を経過していなくても必要な場合は見直しを行う。